

# 教育委員会定例会会議録

## 1 日時

平成21年12月17日(木)

開会 9時30分

閉会 11時25分

## 2 場所

教育委員室

## 3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 牛場まり子委員長、清水明委員、丹保健一委員、竹下譲委員、向井正治教育長

欠席者 なし

## 4 出席職員

教育長 向井正治(再掲)

副教育長兼経営企画分野総括室長 山口千代己

教育支援分野総括室長 真伏利典 学校教育分野総括室長 松坂浩史

社会教育・スポーツ分野総括室長 鳥井隆男 研修分野総括室長 山中良明

経営企画分野

教育総務室長 平野正人生

予算経理室長 加藤正二 予算経理室副室長 藤森正也 予算経理室副室長 中森明美

予算経理室主査 中村景介

教育支援分野

人材政策室長 増田元彦 人材政策室副室長 西浦昌宏 人材政策室副室長 栗本健光

人材政策室副室長 吉間禎夫 人材政策室主幹 眞崎俊明 人材政策室主幹 小宮敬徳

人材政策室主幹 米田恭三 人材政策室主幹 松本忠

福利・給与室長 福本悦蔵 福利・給与室副室長 谷岡徳夫

福利・給与室副室長 三井 久美子

学校教育分野

高校教育室副室長 加藤幸弘 高校教育室主幹 吉田淳

社会教育・スポーツ分野

スポーツ振興室長 村木輝行 スポーツ振興室指導主事 山口勉

## 5 議案件名及び採決の結果

件名	審議結果
議案第48号 三重県高等学校修学奨学金の貸与に関する規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第49号 職員の人事異動(市町立小中学校)について	原案可決
議案第50号 公立学校職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第51号 公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第52号 公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第53号 訴えの提起(和解を含む。)について	原案可決
議案第54号 職員の懲戒処分について	原案可決

## 6 報告題件名

件名  
報告1 総務事務の集中化について

報告 2 職場体験受入企業等三重県教育委員会感謝状授与について

報告 3 平成 21 年度三重県優秀選手・指導者表彰について

報告 4 平成 21 年度文部科学大臣優秀教員表彰について

## 7 審議の概要

### ・開会宣告

牛場委員長が開会を宣告する。

### ・会議成立の確認

全委員出席により会議が成立したことを確認する。

### ・事務局からの報告事項

(予算経理室長説明)

平成 21 年 1 2 月 3 日付けの公文書開示請求に関連した個々の文書処理について、請求権者の十分な理解を得ることができなかつたという事案が生じています。この開示請求案件につきましては、1 2 月 1 4 日月曜日に複数の報道関係者からの取材も受けています。県議会各派に対しても経緯を記した文書が配布されています。こうした状況を受け、本日は教育委員会に経緯の報告をする必要があると考え、時間をいただきました。開示対象文書は、平成 11 年 3 月 2 5 日起案、「会計事務の厳正な執行について」というものです。開示請求者が所持している公文書の写しによると、対象文書は課長決裁で保存期間は永久となっています。開示請求に応えるべく、書庫等でこの文書を探したところ、たまたま残っていた件名目録には、この文書の保存期間が 5 年となっており、既に廃棄されていることが判明しました。開示請求者からは平成 11 年 3 月時点で「永久」とされた重要な文書がなぜ 5 年保存になったのかという質問をいただいています。これに対して、決裁後の保存期間の変更はあり得る処置であるということ、また、本県の場合、重要度の判断と保存期間の設定、見直しは文書の内容を踏まえ、それぞれの担当所属で行っているということ等を説明しましたが、十分な理解は得られませんでした。

なお、1 2 月 1 4 日には、この案件に加え、さらに 2 件の開示請求がありました。この 2 件につきましては、開示請求者が所持している公文書の写しによると保存期間は空欄でした。しかしながら、同じ 5 年文書の綴りにあり、廃棄されている状況です。以上が経緯です。

### 【質疑】

竹下委員

今の説明だけでは理解できないのですが、文書が永久保存になっていたのですよね。

予算経理室長

はい。

竹下委員

永久保存になっていた文書が、5 年保存の簿冊に綴じられていたということですね。5 年保存の簿冊に綴じられていたから、処分、廃棄されてしまったということですね。

予算経理室長

はい。

竹下委員

そうしたことが問題なのですね。

予算経理室長

はい。

竹下委員

その辺りはどう説明されるのですか。

予算経理室長

この文書に限りませんが、公文書には永久、30 年、10 年等の保存期間があります。現在の基準で照らしますと、永久はございませんので 30 年が最長でございますが、保存期間は決裁で決まります。例えばこの文書ですと、課長決裁で永久と当初に決まったわけでございますが、その後、保存期間の見直し、公文書規程の改定等がありました。そうした中で、それぞれの文書について、決裁した者の判断で保存期間を見直し、5 年保存の簿冊に綴られたものと思われ。今現在、この文書がないため、あくまでも推測でございます。事の真相がはっきりと分からず、あくまでも状況証拠だけでございますが、他の文書でもそういうも

があるので、多分、見直しされたのではないかと思います。

竹下委員

他の文書でもあったからこれも同じということは、もっと大きな問題ではないのですか。他の文書でも永久なら永久となっていたものが、全部破棄されていたということになるとそれこそ大問題です。他がそうだから、これも同じだということにはなりません。

予算経理室長

通常ですと、永久保存であった文書は、現在の基準で30年保存になっております。ただ、その時々で、永久の文書の保存期間の見直しの判断をしており、今回の文書は30年保存に入らずに5年保存になったと思われまます。その時の経緯については、残念ながら今現在申し上げることができない状況です。

竹下委員

永久にした文書をどうするかというような場合の手続きの方法は決まっていないのですか。単に誰かの判断で、永久と書いてあるけど5年でいいよというような形で処理できるのですか。

予算経理室長

どういう形であるかという明文規定はございませんが、通常であれば、決裁等で判断を仰ぐことになると思います。ただ、このときに決裁等で判断を仰いでいたとしても、その決裁を受けた文書も5年保存だったと思われ、今現在は廃棄されているという状況でございます。現在の状況ではそれを確認できません。

竹下委員

その説明で納得したいところだけど、なかなか納得できません。永久と書いてあるのなら、本来ならば、永久ですよ。それを例えば、40年も経っている、そんな過去のものも残しておいてもしょうがない、手続きして廃棄しましょうということで廃棄するならばいいと思うのですが、それを5年なら5年で、所属長が勝手に決めるということはおかしい。決めたのは所属長であるかどうか分からないわけですよ。担当者が勝手に処分したのかもしれない。その辺りは全部あいまいです。

予算経理室長

ただ、公文書管理規程によりますと、室長等の権限とも読めますので、室長等、あるいはより大きな判断を求めたかもしれませんが、これにつきましては確認もございませんので申し上げかねます。

竹下委員

公文書の保存期間の変更に関する規定はないのですか。

予算経理室長

例えば保存期間30年の公文書には、どういうものが該当するのかという規定はございます。

副教育長

三重県公文書管理規程というものがございます。その中の第41条に、「保存期間満了前の廃棄」という項目がございます。その保存期間満了前の公文書を廃棄する場合の理由としては、「それぞれ地域機関にあっては、当該地域機関の長の承認を受け廃棄することができる。」とあります。また、「この場合においては、廃棄する公文書の名称、簿冊管理番号、特別の理由及び廃棄した年を記載した記録を作成するものとする。」という規定はございます。その当該記録文書を廃棄するときの記録を作成するとは書いてあるのですが、その作成した記録簿を何年間保存するのかということは書いていません。保存期間満了前の廃棄の規定はあるものの、十分ではないのかなという感じはいたしますが、室長等課長級の者の決裁を受けて、保存年限を変えるということについては、根拠はこの三重県公文書管理規程に明記されています。

付け加えますと、平成11年、12年あたりから行政システム改革という一連の流れの中で、課制からチーム制に組織を小割にしました。そのときに文書管理の改善ということで、情報公開を積極的に進めるため文書の整理に手をつけました。組織改編、情報公開の推進が行われ、それに伴い文書規程が変わっていく中で、永久保存の公文書が30年保存になるなど保存期間の見直しがあったのかなと推定されます。結論的には、予算経理室長の回答になるわけでございますが、根拠なく廃棄されているわけではないということでございます。

竹下委員

永久のものを5年保存の簿冊に綴じたということですよ。永久のものを30年にしたとか、20年にしたとかというのであれば、まだ理解できますが、5年の簿冊に綴じたとなれば、最初に永久保存にしたという意味は全くないですよ。実質的には担当者がそれを勝手に綴じて廃棄してしまったということになるのではないですか。

副教育長

第35条に保存期間についての規定があります。保存期間30年の公文書はこのようなものと例示がされています。他に保存期間10年の公文書、5年の公文書があり、あくまでも推測でございますが文書規程の改定を踏まえて見直されたのだらうと思います。

竹下委員

常識的に考えるのですが、最初にこれを永久保存にするということを決めて、そのように明示したということは、何か非常に重要性があると判断したわけですよね。その後、これは普通の文書であり、永久にする意味はないと誰かが判断したのでしょうか、そのときに、そう判断した基準等が必要ですよね。

丹保委員

問題になるのは、その当時、永久を5年にしたという経緯が分からないことです。永久を5年にした経緯が分かるように、今後、整備する必要があるのではないですか。そうでないと、後で誰がそうしたのかということを知られたときに、誰も分からなくなってしまう。そういう意味では、5年にしたという経緯がわかる書類は30年残すとか、20年残すとかというようにすれば、今のような問題は起こらないですよね。経緯が全く分からなくなってしまうということは問題ではないかと思います。その当時は恐らく、どなたか長たる人が判断をして、正しく処理したのだらうと推測はしますが、あくまでも推測に過ぎないので、疑いが生じないような形にすることは大事なことだと思います。その辺りのところを今後どうすべきか検討する必要があるのではないかなと思います。書類の保存期間の問題等色々なことが関わってきますので、きちんと検討しないと、今のような問題がまた出てくる可能性があります。しばらく経つと、疑いが出てきても答えようがなくなってくるので、今後、細かい検討をお願いしたいと思います。

竹下委員

これがどういう文書か分かりません。我々はそれ見ていないわけですからね。非常に重要な文書を、だれかが意図的に廃棄したのかもしれない。だから、きちんと追求する必要があると私は思います。このときに誰が処理したのか、誰が綴じたのか、それは分かるのですか。

予算経理室長

公文書の起案者も分かりますし、実は中身も全部分かっています。というのも、請求者の方がコピーを持っておられたからです。かつて情報公開請求により入手したものだそうです。その文書は出納局から全庁に向けた文書でした。しかし、出納局でも見つかりませんでした。

竹下委員

そのときにその文書を永久にした理由はわかりますか。

予算経理室長

起案者に聞きましたが、なぜこの文書を永久にしたのかということは、全く覚えてないということでした。

竹下委員

客観的に見た場合には永久にならないような文書なのですか。

予算経理室長

私であれば、これは永久にはしない文書でした。

竹下委員

その文書を永久から5年に見直した人からも、ヒアリングしたのですか。

予算経理室長

残念ながら、誰が見直しをしたかはわかりません。その間の担当者については、電話等で照会をしましたが、全員が記憶にないという回答でございました。

竹下委員

その辺りの記録は残しておく必要があるのではないですか。

予算経理室長

そうなりますと、全庁的な問題となります。保管するスペースの問題もあるので、どういった文書を残すかは全庁的な判断になろうかと思います。

委員長

今はもうフロッピーもあり、場所を取るようなものでなくても記録を残すことはできます。今後は後で見ても分かるようにしていけばいいのかなと思います。

丹保委員

どういった文書を残すかという範囲については、また検討してもらえればと思います。こういうようなことが今後起こらないようにお願いしたい。

竹下委員

社会保険庁での年金問題も結局はこういう形で全部消されていき、今では分かりませんということで現在大変なことになっています。重要なので永久にしたとしても、すぐ消されてしまうとか、5年経ったらもう分かりませんかと言われるようでは、県全体の信頼問題にもなってきます。今回のことはきちんと整理しておく必要があるのではないですか。

副教育長

手続き上は問題ないと思っております。社保庁の件を出されましたが、個人の権利義務と、この事務を比較することはできません。個人の記録を消すということはないと思います。

竹下委員

それは分からないですよ。

副教育長

この当時、旅費支給や委嘱事業等で全国的に不適切な事務がなされていたということで、会計事務の厳正な取扱いをするようにという文書が出納局から出されました。担当者としては、そのときは非常な決意を持って受け止めたのだらうと思います。しかし、出納局でもその文書は見つかっていないということから、出納局でも、永久にするという判断をしていなかったかもしれないということです。今後、このことについて法務担当、文書担当に一度検討してもらいたいと思います。

教育長

参考までにですが、昭和 61 年に文書管理規程を整備して、色々な公文書についての保存年限を定めました。それはかなり機械的な決め方をしております。例えば、財産関係は永久、通知文書関係は 2 年、例規は永久と機械的に決めました。今回の文書については、出納局は単なる通知だということで出しましたが、教育委員会で起案したときには、これは例規的なものととらえ、担当者は永久にしたのかなと思います。その後、平成 11 年、12 年の前知事の改革の中で漫然と機械的に管理してきた文書についてきちんとした見直しを行い、そうしたうえで情報公開の体制を整えるよう指示がございました。前知事としては情報公開を推進していこうとする際に、全庁体制でそれを受け入れるような体制になってないと考えたのだと思います。まず情報公開に対応できるような文書分類を行うということで、色々な見直しを凶った結果、今現在の文書管理規程ができております。そこには、こういうものは 5 年、こういうものは 30 年という例示がされております。具体的に判断もでき、そして合理的な判断のもとに、情報公開に対応できる体制を整えました。また、当時は県庁中が書類の山で、廊下まではみ出すような状況でございました。それを行政改革の中で、とにかくすっきりした事務所にすべきだということで、文書の半減命令が出て、今のようにすっきりし見通せるような県庁になりました。当時、日本一の情報公開県にしようという前知事の指示があり、規程を整備して、そのうえで不要になった書類は処分をし、体制を整えました。同時に県庁の組織改革により、今まで小分けしていた課の壁を全部なくし、分野別に再編してチーム制にしました。組織の大改革と書類等文書の大改革を並行しておこない、権限というものをいわゆる課長級、今でいう室長、当時でいくとチームマネージャーに下ろして、そこでの判断ですべてできるフラット制の組織にしました。チームマネージャーが判断すれば、分類も全部できる体制になっています。具体的な経緯が分からないと言われれば、問題点はございますが、当時としてはそういった中で決裁権限を下ろし、改革を進めていく中で今のような形になりました。結果として記録が保存年限を過ぎてしまうと、その経緯も分からなくなるという規定上の問題があります。そういうことがあり得るということについては、オール県庁の問題ですので、実際に書類を管理している所属に申し入れをしたいと思います。手続き的には副教育長が説明した経緯であったとは思いますが、そうだとする確定的なことは物がないため言えません。丹保委員、委員長も言われたように、今後、そういうことのないようにしていく必要があるだらうと思います。

委員長

できないことはないと思いますので、今後、経緯が判るよう改善していただければと思っております。

・ **前回教育委員会（平成 21 年 11 月 19 日開催）審議結果の確認**

前回定例会審議結果の内容を確認し、全委員承認する。

・ **議事録署名人の指名**

丹保健一委員を指名し、指名を了承する。

・ **会議の公開・非公開の別及び進行の確認**

議案第 49 号、議案第 54 号が人事案件のため、議案第 53 号が個人情報を含むため秘密会にて審議し、報告 2、報告 3、報告 4 は報道資料提供前のため非公開にて審議することを承認する。

会議の進行は、公開の議案第 48 号、議案第 50 号、議案第 51 号、議案第 52 号を審議し、報告 1 の後、秘密会の議案第 53 号、議案第 49 号、議案第 54 号を審議し、非公開の報告 4、報告 2、報告 3 の順とすることを確認する。

・ **審議内容**

**議案第 48 号 三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則の一部を改正する規則案（公開）**

（予算経理室長説明）

三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案す

る。平成 21 年 12 月 17 日提出。三重県教育委員会教育長。提案理由。三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 1 項及び三重県教育委員会権限委任規則第 1 条第 10 号の規定により、教育委員会の議決を要する。これが、この議案を提出する理由である。

5 ページに要綱があります。こちらに改正理由、改正内容、施行期日を簡単に書いてありますので、ポイントだけご説明させていただきます。

まず、改正理由ですが、生徒を取り巻く経済雇用情勢に鑑み、利用の便宜を図るために、他の奨学金との併用制限の撤廃を行うというものでございます。内容といたしましては、他の奨学金を受けていない者であることという要件の廃止と申込書様式の改正でございます。施行期日は平成 22 年 4 月 1 日からとしております。これは周知期間を経て来年 4 月の通常採用から適用させていただきたいということでございます。これらの経緯をもう少し具体的に、別紙の資料でご説明させていただきます。

三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則改正案概要という資料をご覧ください。併用制限規定撤廃の概要でございますが、現在、奨学金の貸与を受ける場合、規則等に列挙している他の修学奨学資金を受けていないことが条件となっております。併用不可の奨学金が 6 つあります。日本学生支援機構の奨学金、母子寡婦福祉資金の修学資金、その他教育長が別途定めるものとしまして要綱で規定している三重県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金、生活福祉資金の修学資金、三重県専修学校高等課程修学奨学金、他府県による本制度と同様の奨学金です。こういったものを受けていないことが条件でございます。高校生を対象にした奨学金については、三重県のホームページにおきまして、県内 21 市町の奨学金や「あしなが育英会」等、多くの奨学金の紹介をさせていただいておりますが、この多くの中からこの 6 つのみを限定列挙して併用を認めないと定めています。この理由としては、貸与の申込みの時点で、既に他の公的資金の貸与を受けている方はご遠慮願ひ、より多くの方に公的な奨学金の貸与をしていこうということです。ただ、一番有名な「あしなが育英基金」に対しては併用を制限していません。他府県では制限をしているところもございます。今回、この併用不可としているこれらの修学奨学金をすべて併用可能としたいというものでございます。

その理由といたしましては、生徒を取り巻く経済雇用環境の悪化を踏まえ、利用するためのハードルを下げようということが 1 つでございます。もう 1 つは、授業料の減免やこれまでの奨学金だけでは高校生活を送れない生徒がやはり少なからずいるということでございます。特に通学費やクラブ活動にかかる経費については、かなりの個人差があるという現実があります。また、併用を認めることで生徒の選択の幅を広げることができるのではないかなと考えております。例えば私どもの奨学金ですと、月額と一時金とがありますが、一時金が入学時に足りないということであれば、これからは私どもの一時金を加えるという選択も可能になります。より多く借入金を負うことは適当ではないという話も実はございます。しかしながら、現在でも「あしなが育英資金」など、多くの奨学金の併用を認めておりますので、今回のこの措置でたちまちそのリスクを高めるということは考えにくいと思っております。ただ、この点につきましては、これまで返還時に示してもらっておりました返還計画というものを申込時にもモデルとして示すようにすることも考えております。また、先ほど、より多くの方に資金をと申し上げましたが、制度創設以来、対応資金の不足により貸与が受けられないという状況は発生しておりません。こうしたことを踏まえまして、今回併用制限の撤廃をしようということでございます。

なお、本年の 6 月に全国紙におきまして、あしなが育英奨学金と都道府県の高等学校向け奨学金が併用できない県があるということが報道されました。それをきっかけに、併用の見直しの機運が全国的に高まっているという背景も実はございます。

次に裏面をご覧くださいと思います。ここにあるのは申込様式でございます。これは規則の別表として決まっておりますが、左側「現行」の下から 3 つ目の欄、ここに他の奨学金制度の申込の状況を書いてもらうようになっております。今回、併用制限が撤廃されれば、様式からこの部分を完全に無くしてしまうということでございます。また、昨今の携帯電話の普及を考慮いたしまして、携帯電話の番号を申込書に記入していただくというものもでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

#### 【質疑】

丹保委員

奨学金の申し込みをしたが、借りることができないというケースはあるのですか。

予算経理室長

少なくとも県の奨学金は、要件さえ合えば全員採用させていただいております。純然たる民間の奨学金ですと、やはり資金のこともありまして、学力要件なども設けたりして、絞っていると聞いております。

丹保委員

今後も多分そうだろうということですね。

予算経理室長

はい。

丹保委員

もし、それが競争になった場合には、また条件が変わってくるのかなと思ひ伺いました。競争になった場合に、他の奨学金を受けている方は後にしてもらおうとか、そういうことになると思いますが、そういうようなことは全く考えていないのですか。

予算経理室長

この制度は基金を中心に回しており、幸いそれは十分機能しています。基金がある状況では、今のところ、そのような状況にはならないであろうと考えております。

また、8月、9月に多くの現場の教員の方々からヒアリングを行いました。こうした併用を希望する生徒はいるのかどうかということでございますが、今の状況ではあまり多くはないということでした。ただ、選択が広がるということは歓迎すべきことだという意見はいただいております。

竹下委員

今までは幅広く奨学金を提供しようということで制限をしていたということですよ。今度はそれを特定の人というか、一部の人に集中的に提供してもいいような形にするということですが、それで弊害が起こらないのですか。

予算経理室長

一部の人に集中すると言われますと、少し私の感覚とは異なるのですが、あくまでも困っている人に貸与するという事です。これはすべて借金ですので、返すことも考えないといけません。学校の最前線では、教員の方が返還のことについても十分話をさせていただいております。これまでは返す段階になって返還計画などを求めておりましたが、これからはもっとその辺りの意識を高めていただくために、もし、これを借りるところなるというようなモデルも併せて示すことによって、注意喚起していきたいと思っております。まずは、これだけでは足りないという生徒を救うべきだと考えています。

竹下委員

新聞報道等を見ている限りでの話ですが、今、経済的に高校に通うことが困難な子どもたちが増えつつあるとのことです。その子どもたちを救済しなければいけないということが、色々なところで考えられているようですが、その一つとして考えるのであるならば、今までのように幅広くというほうがいいような気がします。全部併用してもいいということになってくると、借りられなくなる人が出てくる可能性があるのかなと思ひます。これから経済的に高校に通うことが難しい子どもたちがどんどん増えるという報道が多いので、少しその辺りが気になるのですが大丈夫そうですか。

予算経理室長

今の状況である限りは、併用制限の撤廃によって、借りられなくなる生徒が出てくるとは到底思えない状況です。

竹下委員

それなら結構です。

## 【採決】

－全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。－

**議案第 50 号 公立学校職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則案（公開）**

**議案第 51 号 公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則案（公開）**

**議案第 52 号 公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案（公開）**

（福利・給与室長説明）

議案第 50 号 公立学校職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則案。

公立学校職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。平成 21 年 12 月 17 日提出。三重県教育委員会教育長。提案理由。公立学校職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 1 項及び三重県教育委員会権限委任規則第 1 条第 10 号の規定により教育委員会の議決を要する。これが、この議案を提出する理由である。

議案第 51 号 公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則案。

公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。平成 21 年 12 月 17 日提出。三重県教育委員会教育長。提案理由。公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 1 項及び三重県教育委員会権限委任規則第 1 条第 10 号の規定により教育委員会の議決を要する。これが、この議案を提出する理由である。

議案第 52 号 公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案。  
公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。平成 21 年 12 月 17 日提出。三重県教育委員会教育長。提案理由。公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 1 項及び三重県教育委員会権限委任規則第 1 条第 10 号の規定により教育委員会の議決を要する。これが、この議案を提出する理由である。

お手元にお配りした人事委員会報告及び勧告等に伴う規則改正という資料をご覧くださいと思います。今回の改正は、大きく分けまして、人事委員会勧告等に伴う改正と、へき地指定見直しに伴う改正の 2 つになります。改正事項が複数ありますので、一覧表を作らせていただいております。それに沿って説明をさせていただきます。

議案第 50 号、第 51 号及び第 52 号の一部が人事委員会勧告等に伴うものでございまして、議案第 52 号の一部は、へき地の指定に関してお諮りするものでございます。

議案第 50 号の公立学校職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則案ですが、これは、人事委員会報告及び勧告で引き上げの勧告があったものでございます。現行の 3 パーセントから 3.4 パーセントということで、0.4 パーセント引き上げさせていただくものでございます。

議案第 51 号の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正については、これも人事委員会報告及び勧告があったものですが、国の措置を踏まえつつ必要な対応を取っていくこととされておりますので、それに基づき、手当の額を現行の額の 4 分の 3 程度に縮減させていただくものでございます。具体的には給料の 3 パーセント程度のものを 2.2 パーセント相当に減額させていただくものでございます。

議案第 52 号でございまして、これは 2 点ございまして、1 点目が人事委員会報告及び勧告があり、国の措置を踏まえつつ必要な対応を取っていくこととされている給与の調整額につきまして、現行の額の 4 分の 3 に縮減させていただくものでございます。2 点目が、来年度の 4 月からのへき地学校の指定でございます。この見直しが今回課せられており、見直しを行うものでございます。

施行日でございまして、議案第 50 号が、平成 21 年 4 月 1 日にさかのぼっての適用となります。議案第 51 号及び 52 号の一部が平成 22 年 1 月 1 日からの施行。それから、議案第 52 号の一部が来年度の平成 22 年 4 月 1 日施行ということです。

以上、ご審議よろしくお願ひ申し上げます。

## 【質疑】

委員長

はじめに議案第 50 号はいかがでしょう。

竹下委員

最初のところですが、県内地域手当の地域というのは、具体的にどこですか。

福利・給与室長

議案第 50 号の議案書をご覧ください。第 3 条第 2 項に掲げる地域と申しますのは、この県内地域のことでございます。

竹下委員

県内地域とは。

福利・給与室長

三重県です。

竹下委員

三重県全体ですか。

福利・給与室長

はい。それから、別に定める地域というのは、三重県外で働いている職員がおりますので、その方々が働いている地域を指しています。今回、表のとおり改めさせていただくわけですが、県内で働いている教職員の方については、すべて 100 分の 3.4 と即刻改正させていただきます。県外で働いている教職員につきましては、この表の第 3 項で、県人事委員会と協議して別段の取扱いをすることができるとなっておりますので、0.4 を上乗せした形で人事委員会に諮り、協議して認めていただくということになります。すべてのところととにかく 0.4 を上乗せさせていただきたいという規則の改正でございます。



竹下委員

別に定められた地域というのは無いわけですか。

福利・給与室長

別に定める地域というのは3ページをご覧ください。ここに別に定める地域ということで、一番高いところで、100分の16とあります。これは東京でございます。100分の13は大阪でございますが、ここで働いている方はこの率になります。ここから0.4を足すということで、三重県だと、3.4でございますが、東京におりますと16.4ということになります。

竹下委員

これにプラス0.4になるわけですか。

福利・給与室長

はい。

竹下委員

この第3条第2項に係る地域が100分の3.4になっていますが、これにプラス0.4ですか。

福利・給与室長

県内の方は今回3.4にするという改正です。その他の地域におられる方は、率が様々でございますので、それに0.4をプラスするというところでございます。

竹下委員

この一番低い100分の3の地域はどこですか。

福利・給与室長

100分の3はこの県内地域でございます。その他都市との給料の比較の中で、それぞれの場所で率を定めておりまして、それがこの3ページにある表です。どこを適用するかはそれぞれの都市により決まっております。

竹下委員

この3ページの改正案のところでは、100分の3.4というのは関係なく、一律0.4増やすという意味で理解していいのですか。

福利・給与室長

三重県地域におきましては、3.4ということで決めています。別に定める地域というのは、国の規則上の率となります。しかし、それでは県内地域で働いている方との均衡が成り立ちませんので、人事委員会に諮り、これに0.4を付加して認めていただくという作業が伴います。それが、3ページの、アンダーラインの箇所、「他の職員との均衡上、前項の規定により難しい場合にあっては、県委員会が人事委員会と協議して別段の取扱いをすることができる。」というところですよ。いずれにしても人事委員会に諮らなければならないということです。

竹下委員

この改正案を見ると、0.4を加算するということが理解できません。なぜ100分の16.4としないのですか。あるいは100分の13.4としないのですか。三重県内だけは100分の3.4と明示してありますよね。他はそれをどうして明示しないのですか。

福利・給与室長

三重県内につきましては、報告の中で3.4に上げなさいという人事委員会勧告が出ておりまして、それに基づきます。また、県外地域におきましても色々なところと遜色ないような形で給料を定めるということになっておりますので、人事委員会に諮るという形をとります。その形をとるために、このような決め方をさせていただきたいということです。一律にここで決めてしまいますと、人事委員会に諮ることなく0.4ということになります。人事委員会の勧告、報告の内容とは若干異なる形になるかと思えます。

竹下委員

例えば東京で勤める人は、100分の16.4ではなく、100分の16.9になるかもわからないということですか。

福利・給与室長

可能性としては、そういうこともございます。県内に合わせて諮っていただくつもりではございますが、認めるのは人事委員会ということになります。

竹下委員

要するに、この附則はすぐ変わるということですか。別に定める地域にも0.4を一律に加算するという説明がありましたが、それはここに書かれていませんよね。ということは、すぐに人事委員会と調整を諮って、それを付け加えるという意味ですか。

福本福利・給与室長

はい、そのとおりでございます。

竹下委員

どうしてそれを同時に出さないのか不思議です。時間的な関係ですか。

福利・給与室長

私どもでは、人事委員会の勧告、報告に基づく形で規則整備をさせていただくということしかできません。申し訳ございませんが、そのような形でさせていただきたいと思っております。

竹下委員

あと、議案第 52 号のへき地指定の方法ですが、「文部科学省令に定める基準に基づき、県教育委員会でへき地指定を行う。」と書いてあります。これは基準どおりにするということですか。それとも県教育委員会の裁量で指定できるのですか。

福利・給与室長

省令で、へき地として指定するための点数を計算することになっています。それに基づき、各市町教育委員会のほうで、それぞれの立地に合わせた点数計算をしていただき、個々の学校についての報告が県にあります。へき地校の指定そのものは省令に基づき県で行います。

竹下委員

基準どおり行っているのか、それとも基準をかなり変えているというか、裁量の部分が多いのかということはどうなのですか。例えば、現行と改正後が書いてあります。改正後はかなり減っていますが、これは基準に基づいて減らしたのか、それとも市町教育委員会と県教育委員会の裁量で減らしたのか、それはどちらなのですか。

福利・給与室長

これは基準に基づいて厳然とさせていただいております。今回新しく、減点要素として都市近郊調整というものができました。その辺りのことも市町と相談しながら、県で指定しています。

竹下委員

基準に基づいて点数で行っているだけということですか。

福利・給与室長

はい。

竹下委員

県教育委員会の裁量はないということですね。

福利・給与室長

はい。

竹下委員

最初の規則改正の件はこれでいいのでしょうか。

副教育長

人事委員会との共同提案でございます。それでいいのかなと思っております。

委員長

よろしいでしょうか。議案第 50 号は承認いたしました。議案第 51 号はいかがでしょう。

竹下委員

減らす理由は何ですか。

福利・給与室長

給与構造改革の一環としまして国が打ち出しました。昨年に続けての減額でございます。

竹下委員

これも、言われたとおりに減らしているのですか。三重県はがんばって元のままにするということはないのですか。

福利・給与室長

誠に申し訳ございません。これは、全国の問題でもございますので。

委員長

よろしいでしょうか。議案第 51 号は承認いたしました。議案第 52 号もよろしいでしょうか。議案第 52 号は承認いたしました。

## 【採決】

一 全委員が承認し、議案第 50 号、51 号、52 号を原案どおり可決する。一

## 報告1 総務事務の集中化について（公開）

（人材政策室長説明）

総務事務の集中化について、別紙のとおり報告する。平成21年12月17日提出。三重県教育委員会事務局人材政策室長。

1 ページをご覧ください。教育委員会における総務事務の集中化についてという資料でございます。まず、その目的でございますが、総務事務の集中化を行う目的として、教育委員会では限られた財源あるいは人的資源のもとで、今後も県民に教育に関するサービスを提供していくために、給与であるとか旅費などのいわゆる総務事務を一カ所に集中して、申請などを電子化することにより事務処理の効率化を図りたいということです。集中化にあたりましては、知事部局とともに総務事務センター（仮称）を設置しまして、簡素で効率的なしくみを構築していくということでございます。もう少し説明をさせていただきますと、これは平成19年度に、知事部局でこういう構想が持ち上がってまいりました。いわゆる内部事務を一カ所に集中して、その事務効率を図っていくというふうなことで検討されましたが、平成20年度には、教育委員会もそれに参加し、事務局と県立学校の総務事務も一括してそこで集中処理をしていただくということで作業が進められてきているところでございます。

総務事務センター（仮称）の概要でございますが、現在、各県立学校ではそれぞれに事務室がございまして、給与事務や旅費事務を学校単位で処理している状況でございます。そういった業務について、各個人が総務事務センターと直接やりとりをしながら旅費の請求をしたり、あるいは給与の手続をしたりすることになります。県立学校には、1人1台パソコンがございまして、そのインフラを利用して総務事務センター（仮称）と繋ぐことによって、それができるといふようなことから計画しました。

設置時期は、平成22年4月1日です。来年度の4月1日には本格稼働をしていくという予定でございます。現在、事前準備がかなり進んでおり、この1月からは試行を開始するという状況でございます。設置場所につきましては、三重県合同ビルの1階に予定されています。

2 ページをご覧ください。総務事務センターで集中化する対象業務でございますが、事務局と県立学校は、給与の関係、旅費の関係、福利厚生との関係があります。健康保険等の共済組合と互助会の関係は、全く組織が異なっており、これは入れないということでございます。あと、賃金であるとか、報酬職員の支払関係が総務事務センター（仮称）で処理されるということになる予定でございます。

申請手続きの主な内容でございますが、例えば給与事務でございますと、特殊勤務手当の実績報告です。これは教員本人が行うこととなります。また、住居や扶養、通勤の届出や年末調整の関係の申告があります。これも本人が行っていただきます。なお、内部でのチェック等は、決裁を電子上でできるという形になっております。内部での決裁は残りますが、最終のチェックは総務事務センター（仮称）が行います。服務関係では休暇伺いや履歴事項の変更。それから、旅費については、旅行命令や精算請求。その他福利厚生では児童手当関係や財形の申込み。また、賃金職員の賃金の支払、あるいは勤務実績の報告、こういったものがあります。

教育委員会における総務事務の集中化のスケジュールですが、システムに関してはほぼ開発テストが終わりかけており、来年の1月からは試行運用をしていきます。それから、集中化の準備作業ということで、現在、事務局からも3名体制でその事務の準備室で作業を行っているところです。また、教職員等への周知等でございますが、この夏に教職員向けの研修を各地域で全教職員を対象に実施しました。1月からは操作研修という形で各学校において実際に操作をしてもらい万全を期したいと考えているところでございます。

以上でございます。

### 【質疑】

清水委員

変更によって大幅に変わるのセンターに集中させるということだけですか。今まで事務室で処理していたことを個人が直接行うということだけで、その手続き等の内容は変わらないのですか。

人材政策室長

システム化を行うことで、その操作自体が多少変わってくるということは出てきます。例えば教員の中で一番多いのは出張伺いと旅費の精算請求ですが、これは現行でも旅費システムという全庁的なシステムで行っています。現在は各学校に2台程度、それを処理する専用の端末がございまして、教員はその端末から処理をするという形をとっております。今度のシステムでは、自分のパソコンで出張伺いや精算請求ができるようになります。その決裁は校長まで電子上で回っていきます。決裁を受けた後、それが総務事務センター（仮称）に行き、総務事務センターから旅費が直接教員に支給されるという手続きになります。事務室の業務が少し軽減されるというところが出てきます。

竹下委員

校長の決裁は全部パソコンで行うのですか。

人材政策室長

はい。決裁自体はパソコンで行うこととなります。

竹下委員

画面に出てきてそれで決裁するだけですか。

人材政策室長

出張伺い等は、例えばどんな会議に行くのかとか、そういう資料が当然必要になってきますので、そういう紙資料は別途、必要に応じて回すこととなります。それとは別に決裁は電子上で行うというような形で考えています。

丹保委員

紙資料を回すのならこれまでと同じではないですか。

人材政策室長

決裁自体はパソコンで行いますが、実際に確認する必要がある資料があればそれを添付します。しかし、必ずそれを付けなければいけないということではございません。

副教育長

例えば主催者の案内文とか、開催通知とかを供覧するという意味でございます。

委員長

よろしいでしょうか。報告1は了承いたしました。

－全委員が本報告を了承する。－

#### **議案第53号 訴えの提起（和解を含む。）について（秘密会）**

人材政策室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

#### **議案第49号 職員の人事異動（市町立小中学校）について（秘密会）**

人材政策室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

#### **議案第54号 職員の懲戒処分について（秘密会）**

人材政策室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

#### **報告4 平成21年度文部科学大臣優秀教員表彰について（非公開）**

人材政策室長が説明し、全委員が本報告を了承する。

#### **報告2 職場体験受入企業等三重県教育委員会感謝状授与について（非公開）**

高校教育室副室長が説明し、全委員が本報告を了承する。

#### **報告3 平成21年度三重県優秀選手・指導者表彰について（非公開）**

スポーツ振興室長が説明し、全委員が本報告を了承する。